

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
1 こどもたちが笑顔で育つ熊本 (施策3) 質の高い教育・未来を担う人材の育成 施策3-①変化の激しい時代に対応した教育の推進	44,537	40,438	1 環境センター運営事業 本県の環境学習の拠点として、県民の環境問題への理解を深め、環境に配慮した行動を促した。 (1) 入館者数 27,685 人 (2) 動く環境教室(出前授業)の実施 69回、受講者数 2,665 人 (3) 環境教育指導者の派遣 32回、受講者数 1,899 人 (4) エコロジスト・リーダー派遣 12回、受講者数 1,034 人 2 有明海・八代海再生推進連携事業 小中学生を対象に、有明海・八代海等の再生に関する出前講座を51校で実施した。 3 県民ゼロカーボン行動促進事業 小中学生を対象に、地球温暖化に関する出前講座を9校で実施した。 4 水環境教育推進事業 (1) 中学生の水の作文コンクール 参加校8校、応募数757編(全国一の応募数)。学校を訪問の上、表彰を行った。 (2) 水の学校・水のお話し会 小学校11校、幼稚園等86施設で出前授業を実施した。	公害対策費のうち P207 ～ P209 計画調査費のうち P139 ～ P141
施策3-③グローバル人材の育成	11,241	11,050	1 グローバルジュニアドリーム事業 自分の夢と可能性を発見する機会を提供するとともに、世界の中の日本・郷土熊本に誇りを持ち、グローバル社会に視野を向けた子どもの育成を図るため、県内の小学6年生から高校3年生までの38名を台湾(高雄市)に4泊5日で派遣し、視察やホームステイ、現地の学生との交流などを行った。	青少年育成費のうち P189 ～ P190
2 世界に開かれた活力あふれる熊本 (施策3)「食のみやこ熊本県」の創造 施策3-②稼げる農林畜水産業の実践	19,000	18,998	1 特定鳥獣適正管理事業 ニホンジカによる森林被害の軽減と増えすぎた生息数を適正規模に誘導するため、「第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)」に基づき、有害鳥獣捕獲を行う市町村の支援を行った。 (支援実績:ニホンジカ捕獲18,998頭分(1,000円/頭))	鳥獣保護費のうち P281 ～ P283

(環境生活部)

(单位：千円)

[illegible]

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策１－①水資源をはじめとした環境保全)			7 規制外物質等環境モニタリング及び水質等情報発信事業 半導体関連企業の集積が進む中、河川・地下水・大気などの規制外物質について、季節ごとにモニタリングを実施し、調査結果を専門家で構成する委員会で検証した。また、地図から調査地点や水質調査結果を確認できるシステムを構築した。 8 有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）対策事業 国が指針値を定めた有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）について、県内の河川及び地下水の一部で指針値の超過が確認されていることから、新たな分析機器を導入し、分析体制を強化するとともに県内河川及び地下水 73 地点、飲用井戸 140 地点の調査を実施した。 また、市町村と共同で飲用井戸所有者等が実施する有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）の水質検査を支援した（7 市町、34 件）。	公害規制費のうち P210 ～ P211
施策１－②ゼロカーボン社会及び循環型社会の推進	156,722	103,020	1 食品ロス削減推進事業 消費者の意識改革や発生抑制及び未利用食品の有効活用など県内の食品ロス削減を推進した。 (1) 消費者教育の推進 消費者教育コーディネーターを配置。学校訪問：49 校 (2) 食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」の推進 企業を対象とした「フードドライブ」活動を実施。 84 事業所が参加し、約 2.2 トンの食品が集まり、支援団体を通じて子ども食堂等を支援。 2 県民ゼロカーボン行動促進事業 家庭で実践していただきたい具体的な行動やCO₂削減効果、メリットを「見える化」した『くまもとゼロカーボン行動ブック』等を活用し、各種広報媒体で普及啓発を実施した。 また、中学生の脱炭素に関する基本知識の習得や行動変容を促すための学習教材を作成した。 3 2050 くまもとゼロカーボン推進事業 (1) 事業者の取組推進 2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、事業者に対し、県条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度の周知を行うとともに、事業者の課題の見える化、省エネ設備等への更新に向け、モデル企業での実証を通じ、金融機関や電力会社等の支援機関と資金面や技術面のサポートを行う体制づくりを進めた。また、中小企業向けセミナーを通じて脱炭素に関する情報提供を行った。	消費者行政推進費のうち P179 ～ P181 公害対策費のうち P207 ～ P209

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策 1－②ゼロカーボン社会及び循環型社会の推進)			(2) 県有施設への再エネ設備等の導入 県有施設（2施設）への初期投資ゼロモデルによる太陽光発電設備等の導入に向けて、事業実施者の選定等を行った。また、公用車の電動化に伴って必要となる普通充電器や、高純度バイオディーゼル燃料を使用することで発電に係るCO₂排出量を削減できる移動式急速充電器を導入した。 4 サークュラーエコノミー移行支援事業 (1) 市町村等が実施するプラスチックごみ等の分別回収拡充の取組みに対し助成を行った（6件）。 (2) 企業が行う廃棄物の排出抑制に係る施設整備等に対し助成を行った（1件）。また、リサイクル製品の審査・認証を行った（5件）。 (3) 農業団体、漁業団体と連携し、農業・漁業用資材の海洋流出を防止するための巡回啓発等を実施した（チラシ約 25,000 部配布）。 (4) 使い捨てプラスチックの削減やプラスチック代替製品の導入を促進する「くまもとプラスチックスマート」活動への認知度向上と協力店舗の拡大に向けて、再生プラスチック製ピンバッジを作成（5,000 個）し、協力店舗利用客等に配布するキャンペーンを実施した。	環境整備費のうち P211 ～ P213
(施策 4) 社会の多様性 施策 4－①人権教育・啓発の推進	47,452	41,618	1 人権施策推進事業 「熊本県人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権教育・啓発に関する取組みを総合的に推進した。 (1) 熊本県人権施策・啓発推進委員会（委員 14 名）の開催：3 月 (2) 熊本県人権啓発推進協議会（委員 56 名）の開催：5 月 (3) 熊本県人権教育・啓発推進本部幹事会の開催：5 月 2 広報・啓発事業 県民の人権意識の高揚を図るため、各種の広報・啓発活動を実施した。 (1) 人権フェスティバルの開催：11 月（188 人） (2) 熊本ヴォルターズと連携した啓発活動 ① ホームゲーム試合会場での啓発：10 月～11 月（2 回、観戦者総数 6,402 人） ② 選手等による人権教室の開催：10 月～12 月（3 校）	諸費のうち P136 ～ P138

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策４－①人権教育・啓発の推進)			(3) 各種媒体を活用した広報 ① テレビスポットCM (民放:40回、ケーブルテレビ:84回) ② 新聞広告 (5回) ③ 人権啓発パネル展 (7月、11月) ④ WEB 広告 (10～12月) ⑤ 県政テレビ広報 (10月：1回) ⑥ 県政ラジオ広報 (6～3月：8回) (4) 人権情報誌 (コッコロ通信) の発行：3回、計 21,000 部 (5) 人権啓発作品 (人権メッセージ) 募集：応募 3,501 作品 (6) コッコロ隊の派遣：41 回 (7) みんなの人権セミナーの開催：3月 (351 人) 3 研修・人材育成事業 人権教育・啓発に係る指導者等の人材を育成するため、研修会等を実施した。 (1) 人権同和問題講演会 (兼所属長等研修)：11 月 受講者 272 人 (2) 人権啓発 Web 講座：4 月～3 月 視聴回数：10,212 回 (3) 登録講師の派遣：4 月～3 月、派遣回数：90 回 受講者数：11,922 人 (4) 事業主等研修会 (動画配信併用)：9 月、総受講者 1,330 人 4 相談事業 人権問題全般についての相談窓口を設置し、県内の各相談機関との連携を図りながら、相談者が主体的に問題解決に取り組めるよう、助言や情報提供を行った (相談件数：146 件)。 5 人権啓発活動市町村委託事業 国からの人権啓発活動地方委託事業を 25 市町村に再委託し、市町村が行う啓発活動を支援した。 6 市町村連携支援事業 人権教育・啓発に関する計画の推進支援、講演会・研修会等の講師の紹介、情報の提供、市町村との意見交換等を行った。	

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
施策４－②多様な主体の社会参画	23,767	21,189	1 くまもとの女性活躍促進事業 女性の社会参画を加速化するため、産学官連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」で策定した「熊本県女性の社会参画加速化戦略」に基づき、次のとおり事業を実施した。 (1) 女性経営参画塾 企業の女性管理職等に対し、役員など経営参画に必要なノウハウ、知識等の習得を図るとともに、意識改革を図るため、全7回にわたる講座を開催した（修了者：19人）。 (2) 女性経営参画塾ネットワーク構築促進事業 女性経営参画塾の修了生（202人）が、自ら運営や研修の企画等を行うネットワーク構築に向けた研修会を実施した（参加者：延べ31人）。 (3) 女性のキャリアアップ支援事業 女性の経営参画や未経験の分野への挑戦意識を高めるため、キャリアアップをめざす、初任～中堅職員、管理職候補職員に対してそれぞれ講座を実施した（修了者：初任～中堅職員28人、管理職候補職員30人）。 (4) 企業トップセミナー 中小企業の経営者、人事労務関係の管理職、市町村幹部職員を対象とし、基調講演や先進企業の事例発表を実施した（参加者：89人）。 (5) 女性活躍交流促進事業 男女共同参画社会の実現に向けて様々な挑戦を続ける6名の方々の表彰（アワード）と、「“熊本あるある”～日常にあふれる『もんだ主義』」をテーマとし、高森高校マンガ学科が制作したジェンダーにまつわる“熊本あるある”マンガを基に、知事や有識者、Uターン者、海外出身者ら5名によるパネルディスカッション（フォーラム）で構成する「ヒゴロツカサミット2025」を開催した（参加者：143人）。また、同日プレサミットとして、若年層（大学生・高校生等）を対象とし、熊本在住の様々なジャンルで活躍する男女5人によるパネルトークと学生との交流会を開催した（参加者：18人）。 (6) 若年女性の起業支援事業 女性が結婚や出産、子育てにより、キャリアが途切れることなく、働き続けられるようにするため、若年層の女性が描くライフスタイルやキャリアパスを実現する上で、起業が選択肢の一つとなるよう、講座や伴走型の支援、ネットワーク構築のための交流会を実施。（グランドセミナー参加者：106名、伴走型支援：19名、実際に起業した人：10名）	社会福祉総務費のうち P167 ～ P169

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策4－②多様な主体の社会参画)			2 男女共同参画推進事業者表彰 企業・団体等における男女共同参画の取組みを支援するため、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、その取組みを県ホームページなどで広く周知することにより他の事業者への波及を図った（表彰数：4団体）。 3 男女共同参画社会形成促進事業 男女共同参画推進条例に基づき、第6次熊本県男女共同参画計画を策定するとともに、男女共同参画社会の形成状況等を取りまとめた「熊本県男女共同参画年次報告書」を作成し、男女共同参画審議会の審議を経て県民に公表した。また、男女共同参画社会形成への県庁率先行動の一つとして、県の審議会等における女性委員の登用を進めた（令和7年度末の女性委員登用率：39.7%）。 4 男女共同参画地域活動推進事業 男女共同参画社会づくりについての知識と行動力を備え、積極的に地域で活躍できる地域リーダーを育成するため、県内及び県外において専門的研修を実施した（参加者：15人）。また、県内各地域における人材育成と活動支援を行うため、男女共同参画社会の実現を目指して活動する男女共同参画推進員に対して研修会を実施した（参加者：21人）。 5 男女共同参画学習促進事業 学校における男女共同参画教育を進めるため、中学生・高校生向けの学習資料及び教師用手引書を作成・配布した（活用率：中学校50.4% 高校50.0%）。 6 女性総合相談事業 主に女性が有する様々な悩みに相談員が対応した。また、弁護士による無料相談も実施した（相談件数：電話・面接相談866件、法律相談24件）。	
4 県民の命、健康、安全・安心を守る (施策1)「緑の流域治水」を核とした創造的復興 施策1－①「緑の流域治水」の更なる推進 による一日も早い安全・安心の実現	3,066	2,996	1 九州自然歩道利用促進対策事業 地域が有する豊かな自然と文化の更なる観光利用を促進するため、九州自然歩道の新たな支線9本のデジタルマップを活用し、旅行会社等へのプレゼン及び商品情報シート作成やガイドツアーを実施した。	観光費のうち P320 ～ P322

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策2) 災害に強い県土づくり 施策2-②防災・減災、国土強靱化に資するインフラ整備	1,632	660	1 水道施設整備事業 国庫補助制度を利用して、老朽施設更新等による耐震化事業・耐災害性強化事業など市町村が実施する水道施設整備を支援（指導・監督等）した（支援実績：17市町村）。	環境整備費のうち P211 ～ P213
(施策4) 安全・安心の地域づくり 施策4-②犯罪被害者支援	32,600	27,767	1 犯罪被害者等支援推進事業 令和3年4月策定の「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第4次）」に基づき、犯罪被害者等支援のための各施策を推進した。 (1) 広報・啓発 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ゆあさいどくまもと」のリーフレット、くまモン反射材マスコットの作成・配布や、犯罪被害者等支援に関する講演会を開催した。 (2) ワンストップ支援センター事業 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ゆあさいどくまもと」の運営を委託により実施し、24時間体制での電話相談、面接相談や直接支援活動を行った。 (3) 犯罪被害者等見舞金制度 犯罪被害者等に被害発生直後から発生する当面の経済的負担を軽減するため、見舞金の給付を行った（給付件数：3件（遺族見舞金0件、重傷病見舞金3件））。 2 再犯防止推進事業・広報啓発 刑法犯で検挙された者の約半数を再犯者が占める実情に鑑み、安全安心な社会の実現のためには県全体で再犯防止推進の機運を高めていくことが重要との認識のもと、市町村等に対して研修会を実施するとともに、県民向けの講演会を開催した。	諸費のうち P136 ～ P138
施策4-③交通安全意識の普及啓発の促進	2,808	2,808	1 交通安全推進連盟補助 行政機関及び民間企業・団体等を会員とし交通安全運動を実施する熊本県交通安全推進連盟に補助金を交付した。 また、交通安全推進連盟事務局として、会員等関係機関と連携しながら交通安全に関する各種広報・啓発活動を行った。	交通安全対策促進費のうち P135 ～ P136

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名														
施策 4－④消費者被害の未然防止	127,569	111,428	1 消費者行政推進対策事業 関係法令に基づき、不当な取引行為等を行う事業者に対し指導を行った。 ・特定商取引に関する法律に係る処理件数 3 件（文書指導：1 件、口頭指導：2 件） ・不当景品類及び不当表示防止法に係る処理件数：4 件（口頭指導：4 件） ・割賦販売法に係る処理件数：2 件（文書指導：1 件、口頭指導：1 件） 2 地方消費者行政推進事業 市町村及び県の消費生活相談窓口の機能強化及び消費者教育推進のための事業を実施した。 ・県内市町村の消費生活相談員の配置や相談機能の強化など市町村消費者行政推進のための市町村補助の実施（補助実績：33,358 千円 対象市町村：30 市町村） 3 消費生活相談・啓発事業 県消費生活センターにおいて県民からの相談に対する助言・あっせん等を行うとともに、消費者被害情報の提供や啓発を行うことにより消費者被害の未然防止と早期救済を図った。 また、市町村に対する助言・指導を行った。 (1) 消費生活に関する相談等 ・相談件数：4,803 件 ・契約金額、既支払額、救済額、あっせん等の状況 <table><tr><td></td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>契約金額</td><td>17 億 7,400 万円</td></tr><tr><td>既支払額</td><td>6 億 720 万円</td></tr><tr><td>救済額</td><td>8,000 万円</td></tr><tr><td>あっせん件数</td><td>533 件</td></tr><tr><td>あっせん率</td><td>11.1%</td></tr><tr><td>あっせん成立率</td><td>92%</td></tr></table> (2) 消費者被害情報提供及び啓発 ・消費者トラブル注意報等の発出：7 回、熊日 Q&A 掲載：26 回 (3) 市町村の消費生活相談能力向上のための助言・指導 ・市町村相談窓口からの相談対応：93 件		令和 7 年度	契約金額	17 億 7,400 万円	既支払額	6 億 720 万円	救済額	8,000 万円	あっせん件数	533 件	あっせん率	11.1%	あっせん成立率	92%	消費者行政推進費のうち P179 ～ P181
	令和 7 年度																	
契約金額	17 億 7,400 万円																	
既支払額	6 億 720 万円																	
救済額	8,000 万円																	
あっせん件数	533 件																	
あっせん率	11.1%																	
あっせん成立率	92%																	

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名																					
(施策5) 水俣病問題への対応 施策5－①公健法に基づく認定審査	77,683	57,156	1 認定審査業務の促進 (1) 水俣病認定審査業務 「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病の認定申請について、疫学調査(66件)・認定検診(本診：眼科39件、耳鼻科40件、神経内科52件)を実施した。 また、熊本県公害健康被害認定審査会を4回開催した。 <table><tr><td></td><td>審査数</td><td>申請者数</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>69人</td><td>令和8年3月末 221人</td></tr></table> (2) 水俣病認定申請者治療研究事業 水俣病申請者のうち、対象要件に該当し、申請後1年を経過した者(一定の症状がある者は6か月経過後)に対して、医療費等の支給を行った。 ① 対象人員(令和8年3月末現在)：95人 ② 支給実績 <table><tr><td>区 分</td><td>件 数</td><td>金 額</td></tr><tr><td>研究治療費</td><td>2,929</td><td>16,536</td></tr><tr><td>研究治療手当等</td><td>97</td><td>137</td></tr><tr><td>はり・きゅう・マッサージ施術療養費</td><td>81</td><td>80</td></tr><tr><td>合 計</td><td>3,107</td><td>16,753</td></tr></table>		審査数	申請者数	令和7年度	69人	令和8年3月末 221人	区 分	件 数	金 額	研究治療費	2,929	16,536	研究治療手当等	97	137	はり・きゅう・マッサージ施術療養費	81	80	合 計	3,107	16,753	公害保健費のうち P213 ～ P215
	審査数	申請者数																							
令和7年度	69人	令和8年3月末 221人																							
区 分	件 数	金 額																							
研究治療費	2,929	16,536																							
研究治療手当等	97	137																							
はり・きゅう・マッサージ施術療養費	81	80																							
合 計	3,107	16,753																							
施策5－②地域の保健医療福祉の充実	8,292,019	8,075,897	1 水銀フリー推進事業 平成25年10月の「水銀フリー熊本宣言」を踏まえ、水銀フリー社会の実現に向けた取組みを行った。 (1) 水銀専門家の育成支援(留学生への奨学金制度) 熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの連携大学院において受け入れた水銀研究留学生8人(インドネシア、ガーナ、中国)を支援した。 (2) 情報発信及び啓発の取組み 県内の中学生、高校生等を対象とした「出前講座」の開催、熊本県立図書館・くまもと県民交流館におけるポスター等の展示、熊本市中心市街地アーケードに設置されているストリートビジョンにおける水銀フリー啓発動画の放映等により情報発信を行った。	公害対策費のうち P207 ～ P209																					

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策5－②地域の保健医療福祉の充実)			2 水俣病問題に関する情報発信 (1) 水俣病関連情報発信事業 水俣病に対する県民の理解を促進し、地域全体で水俣病被害者等を支える環境づくりを進めるとともに、水俣病に関する情報、教訓を広く正しく発信する事業を行った。 ① 小学生・中学生及び高校生を対象とした水俣病及び環境学習の実施 ② 教職員・保護者を対象とした啓発の実施 ③ 環境学習リーフレットの改訂・教育機関や関係機関に配布 ④ 百間排水口や水俣病に関する情報発信動画の作成 (2) 水俣病関連情報発信支援事業 水俣病発生地域市町が水俣病の教訓を踏まえて行う情報発信活動に対し、助成を行った。 ① 水俣病資料館による資料の収集や整理、サテライト展等の実施（水俣市） ② 水俣病資料館展示改修に伴う展示基本計画・展示設計の策定（水俣市） ③ 芦北町による「うたせ船で水俣病を学ぶ」講座の実施 3 水俣病総合対策事業等の実施 (1) 総合対策医療事業 水俣病にもみられる症状を有すると認められた方に対して医療費等を支給し、健康上の問題の軽減及び解消を図った。 【経緯】 ・中央公害対策審議会の答申（今後の水俣病対策のあり方について）に基づき、平成4年度に事業を創設。療養手帳を交付し、療養費等の支給を開始した。 ・平成7年12月15日付けで閣議了解された水俣病問題の解決策を受け、平成8年1月22日から新医療事業に切り替え、医療手帳及び保健手帳を交付（平成8年7月1日まで受付）し、療養費等を支給した。 ・平成16年10月の水俣病関西訴訟最高裁判決を受け、給付の内容を拡充し、平成17年10月13日から保健手帳の申請受付（平成22年7月31日まで）を再開した。 ・平成21年7月に施行された水俣病特措法に基づき、該当者に対して水俣病被害者手帳を交付（平成22年5月1日から平成24年7月31日まで受付）し、療養費等を支給した。 ※保健手帳は水俣病被害者手帳に統合し、平成24年3月31日で失効。 ① 医療手帳 水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する者に対し、療養費、はり・きゅう施術費等及び療養手当を支給した（令和7年度末対象者数：2,673人）。	公害保健費のうち P213 ～ P215

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名																							
(施策 5－②地域の保健医療福祉の充実)			(療養費等支給実績)	※件数は、手帳所持者による毎月の支給実績の合計																							
			<table><tr><th>区 分</th><th>件 数</th><th>金 額</th></tr><tr><td>療養費</td><td>88,476件</td><td>430,745</td></tr><tr><td>はり・きゅう施術費</td><td>2,476件</td><td>4,544</td></tr><tr><td>温泉療養費</td><td>2,158件</td><td>10,246</td></tr><tr><td>療養手当</td><td>30,800件</td><td>641,756</td></tr><tr><td>合 計</td><td>123,910件</td><td>1,087,291</td></tr></table>		区 分	件 数	金 額	療養費	88,476件	430,745	はり・きゅう施術費	2,476件	4,544	温泉療養費	2,158件	10,246	療養手当	30,800件	641,756	合 計	123,910件	1,087,291					
			区 分		件 数	金 額																					
			療養費		88,476件	430,745																					
			はり・きゅう施術費		2,476件	4,544																					
			温泉療養費		2,158件	10,246																					
			療養手当		30,800件	641,756																					
			合 計		123,910件	1,087,291																					
			② 水俣病被害者手帳		※件数は、手帳所持者による毎月の支給実績の合計																						
			水俣病にもみられる一定の感覚障害又は神経症状を有する者に対して、療養費、はり・きゅう施術費等及び療養手当を支給した（令和7年度末対象者数：31,272人）。																								
			(療養費等支給実績)			※件数は、手帳所持者による毎月の支給実績の合計																					
			<table><tr><th>区 分</th><th>件 数</th><th>金 額</th></tr><tr><td>療養費</td><td>922,057件</td><td>3,719,425</td></tr><tr><td>はり・きゅう施術費</td><td>6,802件</td><td>38,171</td></tr><tr><td>温泉療養費</td><td>16,824件</td><td>77,437</td></tr><tr><td>療養手当</td><td>171,116件</td><td>2,568,648</td></tr><tr><td>離島加算</td><td>7,153件</td><td>13,119</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,123,952件</td><td>6,416,800</td></tr></table>				区 分	件 数	金 額	療養費	922,057件	3,719,425	はり・きゅう施術費	6,802件	38,171	温泉療養費	16,824件	77,437	療養手当	171,116件	2,568,648	離島加算	7,153件	13,119	合 計	1,123,952件	6,416,800
			区 分				件 数	金 額																			
			療養費				922,057件	3,719,425																			
			はり・きゅう施術費				6,802件	38,171																			
			温泉療養費				16,824件	77,437																			
			療養手当				171,116件	2,568,648																			
			離島加算				7,153件	13,119																			
			合 計				1,123,952件	6,416,800																			
			(2) 治療促進受託事業				※件数は、手帳所持者による毎月の支給実績の合計																				
水俣病関西訴訟及び熊本水俣病二次訴訟において、損害賠償が認められた判決が確定した原告に対して、療養費、研究治療手当及び介添手当を支給した(令和7年度末対象者数：7人)。																											
(療養費等支給実績)	※件数は、手帳所持者による毎月の支給実績の合計																										
<table><tr><th>区 分</th><th>件 数</th><th>金 額</th></tr><tr><td>療養費</td><td>197件</td><td>508</td></tr><tr><td>はり・きゅう施術費</td><td>0 件</td><td>0</td></tr><tr><td>研究治療手当</td><td>74件</td><td>275</td></tr><tr><td>離島加算</td><td>0 件</td><td>0</td></tr><tr><td>介添手当</td><td>59件</td><td>438</td></tr><tr><td>合 計</td><td>330件</td><td>1,221</td></tr></table>		区 分	件 数	金 額				療養費	197件	508	はり・きゅう施術費	0 件	0	研究治療手当	74件	275	離島加算	0 件	0	介添手当	59件	438	合 計	330件	1,221		
区 分		件 数	金 額																								
療養費		197件	508																								
はり・きゅう施術費		0 件	0																								
研究治療手当		74件	275																								
離島加算		0 件	0																								
介添手当		59件	438																								
合 計		330件	1,221																								

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策５－②地域の保健医療福祉の充実)			(3) 水俣病認定患者保健指導事業 水俣病認定患者に対して水俣保健所による訪問保健指導及び療養用具の貸与を行った。 ① 令和７年度保健指導実施延べ人数：564人 ② 令和７年度特殊寝台等新規貸与台数：特殊寝台１台、車椅子０台 ※令和７年度末現在の貸与台数：特殊寝台１５台、車椅子５台 (4) 健康管理事業 水俣病発生地域の居住者に対し、水俣病に関連した健康上の不安の軽減、解消を図ることを目的として、健康診査及び健康相談を実施するとともに、相談窓口を設置している。 また、過去に相当の期間、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える者について、その健康不安の解消を図るため、健康診査等を実施した。 ① 健康診査の実施（市町に委託） ・対象地域：水俣市、芦北町、津奈木町、天草市（御所浦町） ・受診者数：2,560人 ② 健康相談の実施（水俣市立総合医療センターに委託） ・日常生活相談：210件 ③ 相談窓口の設置（市町等に委託） ・設置場所：水俣市、芦北町、津奈木町、天草市（御所浦町）、上天草市（龍ヶ岳町） ・相談件数：9,734件 ④ 健康不安者フォローアップ健診事業（公益財団法人に委託） ⑤ 健康不安者に対する健診事業（公益財団法人に委託） (5) 胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援 胎児性・小児性水俣病患者をはじめとする水俣病被害者等の地域生活を支援するため、福祉サービス等やリハビリ、生きがいきづくり等の事業を行っている関係市町及び社会福祉法人等に対する助成等を行った。 ① 地域生活支援事業 ・胎児性・小児性水俣病患者やその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、社会福祉法人等が行う福祉サービス等に対する助成を行った。 ② リハビリテーション支援事業 ・胎児性・小児性水俣病患者等が利用している事業所等へ理学療法士等を派遣し、日常生活動作の指導等を実施した。	

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策5－②地域の保健医療福祉の充実)			③ 水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業 ・水俣病被害者等が安心して生活を営めるよう、関係市町が実施する神経症状の緩和や介護予防につながるリハビリテーション等の取組みに対し助成を行った。 ④ 水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業 ・高齢の水俣病被害者等が地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう、関係市町が実施する日常生活の質の向上や社会参加の促進に資する取組みに対し助成を行った。 (6) 環境・福祉モデル地域づくり推進事業 環境や保健福祉の先進的な取組みを育成・促進するため、関係機関によるネットワークの構築や関係市町の事業に対する助成を行った。 ① 水俣病被害者等保健福祉ネットワークの設置運営 ・胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業を実施する団体、医療・福祉関係の団体及び行政機関等で構成するネットワークを運営し、実務者対象の研修会等やホームページによる情報発信を行った。 ② 慰霊・もやい直し、福祉対策の推進 ・水俣市で開催される慰霊式、火のまつり及び芦北町で開催されるもやいまつりの実施について助成を行った。	
施策5－③水俣・芦北地域の振興	3,959,492	3,959,407	1 チッソ株式会社金融支援 チッソ株式会社の既往公的債務（患者県債）については、金融支援抜本策（平成12年2月8日 閣議了解）に基づき、令和7年度にチッソ株式会社が償還すべき債務5億3千万円余に対し、チッソ株式会社の返済可能額は0円であったため、金融支援抜本策（平成12年2月8日、閣議了解）に基づき、県債の償還における支払猶予額は5億3千万円余となった。このうち、8割の4億2千万円余を国庫補助金、2割の1億円余を政府資金引受けによる特別な県債により手当された。 また、その他の県債については、令和7年度約定償還分16億円余を償還した。 金融支援の実施により、チッソ株式会社の経営改善を図り、患者補償を確実に実施させるとともに、引き続き、水俣・芦北地域の振興、経済・雇用等に取り組むよう、チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議を通じチッソ株式会社へ申し入れた。	チッソ株式会社貸付 金県債償還等特別会計繰出金のうち P416 熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計のうち P479 ～ P480